令和 6 4	年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録
招集年月日	令和 6 年 3 月 28 日
招集の場所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場本庁舎 4 階 委員会室
議 長	大下正幸
問問 <b>公口</b>	開 会 令和6年3月28日 午後2時
開閉会日時及び宣告	閉 会 令和 6 年 3 月 28 日 午後 2 時 34 分
○出席を示す	議席 氏 名 出欠 議席 氏 名 出欠
△欠席を示す	1 芦田宏治 〇 5 宮本裕之 〇
× 不応招を示す	2
□ 公務欠席を示す	3 山本 優 〇 7 湊 俊文 〇
	4 美濃孝二 〇 8 大下正幸 〇
会議録署名議員	7番凑 俊文 1番 芦田 宏 治
地方自治法第 121 条の規定による説明のた	管理者 箕野博司 局 長 児玉一朗
め出席した者の職氏名	副管理者 石 丸 伸 二 所 長 村 田 浩 章
議事日程	日程第1 会議録署名議員の指名について
	日程第2 会期の決定について
	日程第3 諸般の報告
	日程第4 議案第1号 芸北広域環境施設組合管理者等の損害賠償 責任の一部免責に関する条例
	日程第 5 議案第2号 芸北広域環境施設組合において北広島町の 条例を準用する条例の一部を改正する条例
	日程第 6 議案第3号 芸北広域環境施設組合監査委員条例の一部 を改正する条例
	日程第7 議案第4号 令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計 予算に対する関係市町の負担割合について
	日程第8 議案第5号 令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計 予算
	日程第9 閉会中の継続審査の申し出について
会議に付した事件	議事日程に同じ
会議の経過	次のとおり

事 項	発言者	発 言 の 要 旨
開議	議長	定刻になりました。ただ今の出席議員は8名であります。定足
		数に達しておりますので、これより令和6年第1回芸北広域環境
		施設組合議会定例会を開会いたします。
		直ちに本日の会議を開きます。
		本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであり
		ます。
日程第1	議長	日程第1、「会議録署名議員の指名について」を行います。
		本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により議長
		において7番、湊 俊文君及び1番、芦田 宏治君を指名いたしま
		す。
H 411 M/m 0	-34 F	
日程第 2	議長	日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。
		本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議
		いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長、
		熊高昌三君の報告を求めます。
	<b>举</b> 众军 <b>兴</b> 禾旦目	自席にて御報告をお願いいたします。
	議会運営委員長	はい。議長。
		それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。 本日招集されました令和6年第1回定例会の運営につきまして、
		3月1日に議会運営委員会を議長出席のもと開催をいたしました。
		本定例会へ付議されます案件は、議案5件でございまして、事
		務局から議案の説明を受け、協議をいたしました結果、会期につ
		きましては、本日1日限りということに決定させていただきまし
		さましては、本自「自成りということに依定させていたださました。
		´^。   議案の内容につきましては、お手元に配付してあります提出議
		案書のとおりでございます。
		なお、閉会中の継続審査につきまして、議長に申し出をいたしま
		した。
		以上で報告を終わります。
	議長	お諮りいたします。
		ただ今の委員長の報告のとおり、会期は、本日1日とすることに
		御異議ありませんか。
		[ 「異議なし」という者あり ]
	議長	異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしまし
		た。

事 項	発言者	発言の要旨
日程第3	議長	日程第3、「諸般の報告」をいたします。
		初めに、本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、
		局長及び所長です。
		次に監査委員から、令和5年度第2回定例監査及び令和5年度上半
		期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配付して
		ありますので、御了承をお願いいたします。
		以上で、諸般の報告を終わります。
日程第4	議長	日程第4、議案第1号、「芸北広域環境施設組合管理者等の損害
		賠償責任の一部免責に関する条例」を、議題といたします。
		この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求
		めます。
	管 理 者	議長。
	議長	はい。管理者、箕野博司君。
	管 理 者	はい。皆様、こんにちは。
		[ 一同、「こんにちは」 ]
		提案理由の説明ということでございますが、その前に一言御挨
		拶をさせていただきます。
		令和6年第1回の組合議会の開催であります。皆様方には、年
		度末という、公私とも大変お忙しい時期に、御出席をいただき、誠
		にありがとうございます。
		また、議員各位におかれましては、平素より本組合の運営につき
		まして、御理解・御協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申
		し上げます。
		本日の定例会では、新年度の予算審議を中心に、5件の議案を提
		出させていただいております。適正処理を継続しながら、今後のご
		み処理のあり方について、方向性を示す時期にきております。
		また、ごみの減量化、経費の節減についても、これまで以上の取りないない。
		り組みが迫られている状況でございます。
		議員の皆様方には、今後とも、適切な御支援、御協力、御助言を
		賜りますよう、よろしくお願いをいたします。
		それでは、議案第1号の提案理由を、御説明いたします。
		お配りしております、提出議案書の2ページを、お開きくださし、
		い。   議案第1号 「芸北広域環境施設組合管理者等の損害賠償責任の
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		一部免責に関する条例」です。

事 項	発	言	者	発 言 の 要 旨
	管	理	者	管理者等がその職務を行う中で、善意でかつ重大な過失がない
				ときの組合に対する損害賠償の一部免責について、必要な事項を
				定めるため、この条例案を提出するものでございます。
				詳細につきましては、事務局から説明をいたします。よろしくお
				願いいたします。
	議		長	続いて事務局に説明を求めます。
	局		長	議長。
	議		長	はい。局長、児玉一朗君。
	局		長	はい。失礼いたします。事務局より御説明申し上げます。
				説明資料の1を御覧ください。予算書と一緒にクリップ留めし
				てあるもので、一番最後に資料1から資料8まであると思います。
				ちょっと資料9の方は、先ほど回収させていただきました。
				資料1の方ですけれども「芸北広域環境施設組合管理者等の損
				害賠償責任の一部免責に関する条例」でございますが、管理者や
				職員等の本組合に対する損害賠償責任について、一部免除させる
				という条例でございます。軽い過失の場合にも、長や職員個人に
				多額の個人賠償が求められるケースもあることから、条例で免責
				することが地方自治法の改正により可能となっております。損害
				賠償責任の限度額については、資料1の表にありますとおり、国
				の定めた基準と同じようになっております。
				既に、安芸高田市、北広島町では同様の条例が令和2年に定め
				られておりまして、他の市町や組合においても条例化されている
				ところが多い状況の中、今回、市町に、この条例の一部改正等もご
				ざいましたので、これにあわせて、組合においても条例化させてい
				ただければと思っております。
				以上、よろしくお願いいたします。
	議		長	これをもって、提案理由の説明を終わります。
				ただ今、本議案についての説明がありましたが、本議案につきま
				しては、地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員
				の意見を聞くこととなっております。
				議長名で本条例案に対する意見を求め、監査委員からは、異議
				ありません、との回答をいただいておりますので、御報告いたしま
				す。
				これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
				〔 「なし」という者あり 〕
	議		長	質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

事 項	発言	言 者	発言の要旨
	議	長	これより討論に入ります。討論はありませんか。
			〔 「討論なし」という者あり 〕
	議	長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
			これより議案第1号、「芸北広域環境施設組合管理者等の損害賠
			償責任の一部免責に関する条例」を起立により採決いたします。
			本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
			す。
			〔 賛成者が起立する 〕
	議	長	はい。起立多数であります。
			よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第5	議	長	日程第5、議案第2号、「芸北広域環境施設組合において北広島
			町の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を議題といたし
			ます。
			この際、議案の朗読を省略し、提出者から、提案理由の説明を求
			めます。
	管理	里 者	議長。
	議	長	管理者、箕野博司君。
	管理	里 者	はい。お配りしております、提出議案書の3ページ、4ページを
			お願いいします。
			議案第2号、「芸北広域環境施設組合において北広島町の条例を
			準用する条例の一部を改正する条例」についてでございます。
			本組合において、会計年度任用職員の給与等に関する規定が、
			改正する必要となりましたので、人事行政関係の条例で準用して
			いる北広島町の条例を新たに追加いたしたく、北広島町の条例を
			準用する条例の一部改正について、提案するものでございます。
			詳細につきましては、事務局から説明いたします。よろしくお願
			いいたします。
	議	長	続いて、事務局に説明を求めます。
	局	長	議長。
	議	長	はい。局長、児玉一朗君。
	局	長	はい。事務局より、御説明申し上げます。
			説明資料の資料2を御覧ください。この資料の2の2の項に、
			現在、組合で準用している北広島町の条例の表がございます。人
			事、給与関係につきましては、事務処理の面から組合設立時より
			北広島町の条例を準用している状況でございます。左側が、今回

事 項	発	言	者	発 言 の 要 旨
	局		長	の改正案で、(14)に新しく準用する条例として、「北広島町会計年
				度任用職員の給与等に関する条例」を追加するものでございます。
				以降、番号がずれているという状況です。
				組合では、業務の民間委託を進めておりまして、以前は会計年度
				任用職員を組合で採用するということは、想定しておりませんで
				したけれども、最近はまぁ、定年延長に伴う多様な働き方への対
				応ですとか、今後、早期退職ということも考えられますので、業務
				の継続と効率化を図る上で、市町さんと同様に会計年度任用職員
				制度を取り入れるために、条例改正を行うものでございます。
				以上、よろしくお願いいたします。
	議		長	これをもって、提案理由の説明を終わります。
				これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
				〔「なし」という者あり〕
	議		長	質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
				これより討論に入ります。討論はありませんか。
				〔「なし」という者あり〕
	議		長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
				これより議案第2号、「芸北広域環境施設組合において北広島町
				の条例を準用する条例の一部を改正する条例」を起立により採決
				いたします。
				本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
				す。
				〔 賛成者が起立する 〕
	議		長	
				よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 6	議		長	日程第6、議案第3号、「芸北広域環境施設組合監査委員条例の
				一部を改正する条例」を議題といたします。
				この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求
				めます。
	管	理	者	議長。
	議		長	管理者、箕野博司君。
	管	理	者	はい。提出議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。
				議案第3号、「芸北広域環境施設組合監査委員条例の一部を改正
				する条例」です。組合監査委員条例について、引用する地方自治法
				の条文の追加及び変更が必要となりまして、所要の改正を行うも

事 項	発	言	者	発 言 の 要 旨
	管	理	者	のでございます。
				詳細につきましては、事務局から説明いたします。よろしくお願
				いいたします
	議		長	続いて、事務局に説明を求めます。
	局		長	議長。
	議		長	局長、児玉一朗君。
	局		長	はい。事務局より、御説明申し上げます。
				説明資料の資料3を御覧ください。組合の監査委員条例につい
				て、引用する地方自治法の内容に追加及び変更を行うものでござ
				います。内容につきましては、表のとおりでございますが、安芸高
				田市監査委員条例及び北広島町監査委員条例と同様の内容となる
				よう、条例の整備を行うものでございます。
				以上、よろしくお願いいたします。
	議		長	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,
				これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
			_	[「なし」という者あり]
	議		長	質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
				これより討論に入ります。討論はありませんか。
			E.	「「なし」という者あり」
	議		長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
				これより議案第3号、「芸北広域環境施設組合監査委員条例の一
				部を改正する条例」を起立により採決いたします。
				本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めました。
				す。 〔 賛成者が起立する 〕
	議		長	
	时发		K	よって、本案は、原案のとおり可決されました。
				ようで、/T-米16、//// / / / / / / / / / / / / / / / / /
  日程第7	議		長	   日程第7、議案第4号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会
1 / 1 / 2 / 1 / 1	1,72			計予算に対する関係市町の負担割合について」を議題といたしま
				す。
				この際、議案の朗読を省略し、提出者から、提案理由の説明を求
				めます。
	管	理	者	議長。
	議		長	管理者、箕野博司君。
	管	理	者	はい。それでは、提出議案書の7ページ目をお願いします。

事	項	発	言	者	発 言 の 要 旨
		管	理	者	議案第4号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計予算に対
					する関係市町の負担割合について」です。芸北広域環境施設組合
					規約第13条第3項の規定によりまして、令和6年度芸北広域環境施
					設組合一般会計予算に対する関係市町の負担割合を、8ページの別
					表のとおりとするものでございます。
					内容につきましては、事務局が説明します。よろしくお願いしま
					す。
		議		長	続いて、事務局に説明を求めます。
		局		長	議長。
		議		長	局長、児玉一朗君。
		局		長	事務局より御説明申し上げます。今、開いていただいておりま
					す、提出議案書の8ページが、令和6年度の安芸高田市、北広島町の
					組合負担金の負担割合を定める表でございます。款、項の各科目
					ごとに基本割、人口割、実績割に基づいて市と町の負担割合をそ
					れぞれ表の割合にしたがって計算しております。
					人口割というのが、各市町の人口の割合で、下の表のとおりでご
					ざいます。実績割といいますのが、下の表にございます、きれいセ
					ンターでのごみの処理量の割合です。予算年度の前年度の暦年実
					績、令和5年1月~12月の処理量で、安芸高田市6,840.22トン、 北
					広島町4,519.34トンという数字になっております。
					説明資料の資料4にですね、詳しい資料がございます。こちらは、
					ごみ処理状況の表でございます。詳細なごみの種別ごとの処理量
					と前年比較を載せております。小さい数字で見えにくいんですけ
					れども、合計でみますと、昨年と比較し令和5年は、上の表の一番
					下の右側の赤い数字ですけれども、安芸高田市さんで2.14%、北広
					島町で3.30%、減少している状況でございます。
					ここでですね、この負担割合について、御提案させていただきた
					い件がございます。提出議案書の8ページの負担割合の表でござい
					ますが、下の表にございます、算定の基礎となる数字、人口数及び
					処理量が、それぞれ令和5年12月31日現在の人口、それから令和5
					年1月から12月の処理量、実績ということになっております。その
					ため、市町の負担金の確定というのが、その数値が確定する1月以
					降になってしまうという問題が前からございました。市町では、も
					う予算編成を11月中に行われるので、現在は、概算額を予算編成
					時にお伝えして確定するのが、この本日の議会というような順序
					になっていたんですけれども、組合の予算編成を早期に行う意味

事 項	発言	者	発 言 の 要 旨
	局	長	でも、この人口と処理量の確定をもう少し早くさせていただきた
			いと考えております。
			今、正副管理者とも相談しながら決めたんですけれども、決めた
			というか案を出したんですけれども、例えば令和7年度予算におい
			ては、人口数は、令和6年の9月末の人口、処理量は、令和5年10月
			から令和6年9月分までの1年分のごみ量で算定したいと考えており
			ます。
			これにつきましては、また、実際は、来年度の議会で御提案させ
			ていただきたいと思っております。令和6年度予算につきましては、
			議案のとおり、従来どおりでございます。
			以上、よろしくお願いいたします。
	議	長	これをもって、提案理由の説明を終わります。
			これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
			〔「なし」と言う者あり〕
	議	長	質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
			これより討論に入ります。討論はありませんか。
			〔「なし」と言う者あり〕
	議	長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
			これより議案第4号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計
			予算に対する関係市町の負担割合について」を起立により採決い
			たします。
			本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
			す。
			〔 賛成者が起立する 〕
	議	長	はい。起立多数であります。
			よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第8	議	長	日程第8、議案第5号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会
			計予算」を議題といたします。
			この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求
			めます。
	管 理	! 者	議長。
	議	長	はい。管理者、箕野博司君。
	管 理	!者	はい。議案第5号について、説明します。別冊の「令和6年度予算
			書、一般会計予算」 の1ページ目を御覧ください。
			議案第5号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会計予算」で

事	項	発	言	者	発 言 の 要 旨
		管	理	者	す。
					   第1条で、予算の総額を 歳入歳出それぞれ 752,059,000円とし、
					   第2条で一時借入金について、借入の最高額を50,000,000円とする
					  ものです。予算額の款、項の区分は、2ページ及び3ページの第1表
					のとおりでございます。
					詳細につきましては、事務局から説明いたします。御審議の程、
					よろしくお願いします。
		議		長	続いて、事務局に説明を求めます。
		局		長	議長。
		議		長	局長、児玉一朗君。
		局		長	はい。事務局より予算の概要につきまして、御説明いたします。
					御覧いただいてます予算書の方、5ページから事項別明細書とな
					っておりまして、5ページ、6ページが歳入歳出の総括表でございま
					す。7ページ、8ページが1款から4款までの目、節の金額と説明で
					す。9ページ、10ページが歳入の5款から7款でございまして、11ペ
					ージ、12ページが、歳出の1款議会費、13ページ、14ページまでが
					2款の総務費、15ページ、16ページが3款の衛生費となっておりま
					す。19ページが先ほどの負担割合の表でございます。20ページが、
					その負担割合に基づいて算出した市町の負担金額の目別の内訳で
					ございます。以降、給与費明細書でございますが、組合の職員給与
					につきましては、北広島町の職員給与に準じたものとなっており
					ます。組合の職員数は、11人でございます。職員手当等についても
					北広島町に準じたものとなっております。
					以上で、予算書の説明を終わりまして、説明資料で、予算の内容
					につきまして、若干御説明させていただければと思います。
					まず、資料の5ですけれども、表の方、1の項の表の方、令和5年
					度と6年度の予算額の項目別の内訳でございます。安芸高田市さん
					の負担金が、令和6年度、341,986,000円、昨年度比956,000円の減、
					北広島町さんの負担金が、218,988,000円、昨年度比2,085,000円の
					減となっております。
					歳出の方、御覧のとおりですけれども、燃料、光熱費等が、昨年
					度と比較して、14,577,000円の減額となっております。これは、電
					気料金の単価、燃料調整費部分の減少によるものです。今年度の
					途中から燃料調整費が下落した影響で、その差額となっておりま
					す。したがって、今年度分もですね、予算に比べて電気料金が安く
					なっている影響で、その剰余金について来年度の繰越金に充当し

事 項	発言者	発言の要旨
	局 長	ております。繰越金が令和6年度25,000,000円と昨年度より
		15,000,000円増加しているのは、それが理由でございます。
		それから、資料の6をお願いいたします。資料6の方に今回の予算
		の算出根拠を載せております。
		1ページ目が、ごみ処理手数料でございますが、その内訳です。
		それから、2ページの方が雑入、有価物の、売却代の見込みです。
		金属とか古紙類とか、そういったものでございます。
		3ページの方が燃料費等の算出根拠でございます。昨年のこの時
		期と比較すると電気料金は下落しているんですけれども、ただで
		すね、先日、再生可能エネルギー発電促進賦課金というのがある
		んですけども、表中には、それが1キロワット当たり1.40円と書い
		てございますけれども、これが3月18日かの発表だと、来年度4月か
		ら3.49円になるということでございます。組合の電力の総電力量
		が大体、1,569,000kwhぐらいございますので、単価が1円上がると、
		年間150万円ぐらい電気料が増えるということになっております。
		それから、資料の7ですけれども、資料の7に市町負担金及び衛
		生費の予算額の推移のグラフがございます。下のグラフ、オレンジ
		が安芸高田市の負担金、青色が北広島町の負担金ですが、平成29
		年度から繰入金、赤の線ですが、繰入金で充当していたものを令
		和4年から市町負担金で御対応いただいているというところでござ
		います。
		続きまして、資料の8ですけれども、来年度の事業計画をまとめ
		ております。資料8の表面の方は、きれいセンターの補修関係の部
		分について記載しております。
		それから資料8の裏面の方ですけれども、これは今年度、安芸高
		田市の担当課の皆さん、北広島町の担当課の皆さんと取り組んだ
		啓発事業についてですね、来年度も取り組みたいと思っておりま
		す。昨年度は、安芸高田市さんの主催で、きれいセンターで「大人
		のためのごみ見学会」というのを令和5年11月25日に開催していた
		だいております。それから、北広島町さんの方でも「生ごみコンポ
		ストの説明会」ですとか、そういった学習会も開いていただいてお
		ります。こういった形で、来年度も市町さんとの協力、協働事業と
		いうことで取り組みを進めていきたいと思っております。
		それから、先ほどまぁ、資料の9をちょっと回収させていただい
		たんですが、資料の9は、実は、12月の議会でお出しした資料と内
		容がほぼ似ております。実は、2月の20日にですね、資料の、ここ

事	項	発	言	者	発 言 の 要 旨
		局		長	ないので。それとですね、今回あの、三次市さんと安芸高田市さ
					ん、北広島町で、広域処理の検討会議を、来年度、進めることにな
					っております。その資料として、12月にお出しした資料と似たよう
					なものをお出ししたんですが、それから以降ですね、正副管理者と
					の会議で内容について、少し変更がございました。というのが、今
					後ごみ処理をどうするかというのを、一から検討するんではなく
					て、既に組合の方で、公民連携ですとか、トンネルコンポストです
					とか、委託ですとか、そういったデータ、かなり持っていますので、
					そのデータを活用して、三次市さんとの協議を進めていくという
					ことで、進めている状況です。
					この会議は、来年度の4月からスタートするんですけれども、そ
					れにつきましては、安芸高田市さん、北広島町さんの方から、また
					考えられますし、組合の方から、また議員さんの方に進捗状況なり
					検討状況については、逐次お知らせさせていただけたらと思って
					おります。
					以上で、来年度の予算内容についての説明を終わります。御審議
					の程、よろしくお願いいたします。
		議		長	これをもって、提案理由の説明を終わります。
					これより質疑に入ります。
					議案につきましては、一般会計予算ということでございますが、
					一般質問を別に設けておりませんので、組合の運営のこと、きれい
					センターのことやごみの収集のことなど、その他全般にわたっての
					質問がございましたら、ここで、質問いただきたいと思います。
					なお、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により
					行ってください。
					質疑はありませんか。
					〔「なし」と言う者あり〕
		議		長	はい。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたしま
					す。
					これより討論に入ります。討論はありませんか。
					〔 「なし」と言う者あり 〕
		議		長	討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
					これより、議案第5号、「令和6年度芸北広域環境施設組合一般会
					計予算」を起立により採決いたします。
					本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま
					す。

事項	発言者	発 言 の 要 旨
		〔 賛成者が起立する 〕
	議長	はい。起立多数であります。
		よって本案は、原案のとおり可決されました。
日程第9	議長	   日程第9、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といた
		します。
		議会運営委員長から閉会中の継続審査の申し出が提出されてお
		ります。
		お諮りいたします。
		委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御
		異議ありませんか。
		〔 「異議なし」という者あり 〕
	議 長	異議なしと認めます。
		したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とする
		ことに決定いたしました。
閉 議	議 長	以上で本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたし
		ました。
		閉会にあたり、副管理者から挨拶をお願いいたします。
	副管理者	議長。
	議 長	はい。副管理者、石丸伸二君。
	副管理者	はい。本日は、御審議、誠にありがとうございました。
		先の話を少しすれば、先ほど来、言及もありましたが、きれいセ
		ンターの今後について結論を急いで出していく必要があります。
		三次市が入るにせよ、入らないにせよ、です。北広島町と安芸高田
		市においては、もうリミットが迫っていると、喫緊の課題になって
		いますので、三次市の議論によって、議論が後退することなく、そ
		して更には停滞させることもなく、進めていく必要があるという
		認識を持っています。
		引き続き御理解と御協力の程、どうぞよろしくお願いします。
	議長	これをもって「令和6年第1回芸北広域環境施設組合議会定例会」
		を閉会いたします。
		御苦労様でした。